

議案第 2 号

コミュニティバス運行事業について

1. 運行開始予定日

平成 28 年 10 月から運行を開始

(許認可の関係でスタートの時期が遅れる可能性もあります)

2. 運行日

通年運行を予定(土日・祝日含む)

3. 運行形態

コミュニティバスの運行方法は、道路運送法第 4 条に基づく運行とし、運行管理体制が確立している一定の資格を持った交通事業者と町で協定を締結し、時刻及びルートを決めた定時定路線型(バス停設置型)の運行を行うものとする。

4. 運賃及び時刻等

運行事業者との協定締結後、運行事業者と協議のうえ決定する。

(ルートの事務局案…別紙のとおり)